

八分基L P S - V 2 3 1 6 1
令和 8年 4月 16日

外 注 整 備 共 通 仕 様 書
(車両等)

航 空 自 衛 隊 八 雲 分 屯 基 地

目次		
1 総則	1	
1.1 適用範囲	1	
1.2 用語の定義	1	
1.3 関連文書	2	
2 役務に関する要求	3	
2.1 一般	3	
2.2 整備作業の種類	3	
2.3 作業内容	4	
2.4 部品・材料	5	
2.5 機能・性能	6	
3 品質保証	6	
3.1 契約不適合責任期間	6	
3.2 品質保証資料	6	
3.3 監督・検査	6	
4 その他の指示	6	
4.1 提出書類	6	
4.2 官給品	6	
4.3 附属品・予備品	6	
4.4 計測器・試験装置	6	
4.5 安全管理	7	
4.6 環境対策	7	
4.7 補給の手続き	7	
4.8 契約相手方の技術協力	7	
4.9 仕様書の疑義	7	
4.10 搬入・搬出	7	
別紙様式第1	車両等員数表	8
別紙様式第2-1	必要部品及び修理要領明細書	9
別紙様式第2-2	必要部品及び修理要領明細書	10
別紙様式第3-1	官給部品使用明細書	11
別紙様式第3-2	官給部品使用明細書	12
別紙様式第4-1	材料使用明細書	13
別紙様式第4-2	材料使用明細書	14
別紙様式第5-1	修理不能品発生（見込）報告書	15
別紙様式第5-2	計算内訳資料	16
別紙様式第6-1	作業範囲及び修理明細表	17
別紙様式第6-2	作業範囲及び修理明細表	18
別紙様式第7-1	車両作業用紙（一般車両）	19
別紙様式第7-2	車両作業用紙（施設、荷役その他の車両等）	21
別冊	車両等検査要領	

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
		八分基L P S - V	
品 名 又 は 件 名		承 認	令 和 年 月 日
外注整備共通仕様書 (車両等)		作 成	令 和 8 年 3 月 1 7 日
		改 正	令 和 年 月 日
			令 和 年 月 日
		作成部隊名等	第 2 0 高射隊
ホームページ	⓪ 掲 載 不 掲 載		

1 総則

1. 1 適用範囲

- a) この仕様書は、第20高射隊長及び第23高射隊長が行う車両等の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1. 2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。

a) 個別T O等

個別T O等とは、次に示すものをいう。

- 1) 当該車両等に適用する技術指令書（J．T．O．）
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

b) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J．T．O．00-10-9）の第1-1表に示す車両及びその構成品、部品、附属品及び予備品をいう。

c) 修理不能

修理不能とは、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合をいう。

d) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

e) 検査

検査とは、車両等の品質及び数量等が、当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

f) F A I N E S

F A I N E Sとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の運営する整

品 名	外注整備共通仕様書（車両等）
-----	----------------

備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。

g) 優良部品

優良部品とは、部品メーカー独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品奨励制度により奨励されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

1. 3 関連文書

次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすもの、又は、この仕様書を更に理解するため参考となるものであり、特に版を指定するもの以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令等

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）

大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）

水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）

道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）

道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）

自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号）

自動車の点検及び整備に関する手引（昭和 5 8 年運輸省告示第 1 2 3 号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 4 5 年防衛庁訓令第 1 号）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和 4 6 年航空自衛隊達第 1 0 号）

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（昭和 4 5 年陸上自衛隊達第 9 5 - 3 号）

航空自衛隊調達規則（J A F R 1 2 4）

航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）

防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 3 3 年総理府令第 1 号）

優良自動車部品の採用について（空幕調達第 2 7 5 号 4 0 . 1 1 . 8）

b) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J . T . O . 0 0 - 1 0 - 1）

航空自衛隊車両等整備基準（J . T . O . 0 0 - 1 0 - 9）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J . T . O . 0 0 - 2 0 B - 6）

車両等の塗装及び標識（J . T . O . 3 6 - 1 - 3）

車両等検査要領（J . T . O . 3 6 - 1 - 6）

2 役務に関する要求

2. 1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に関しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。なお、整備工数等について

品 名	外注整備共通仕様書（車両等）
-----	----------------

は、F A I N E S 又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

2. 2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

a) 定期検査整備

定期検査整備は、道路運送車両法適用除外（訓令適用車両）となっている車両等について、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査を、次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)及び3)の作業については、定期検査整備で分解を要求される部位を除き、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、訓令保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後に実施するものとする。

- 1) 定期検査
- 2) 分解検査
- 3) 修理等

b) 定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法の適用を受ける車両等について、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を、次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)及び3)の作業については、定期点検整備で分解を要求される部位を除き、道路運送車両法の保安基準（以下、車両法保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後に実施するものとする。

- 1) 定期点検
- 2) 分解検査
- 3) 修理等

c) 車検等関連整備

車検等関連整備は、訓令保安基準及び車両法保安基準に適合させるよう、次の項目について点検、整備を実施するものとする。

- 1) 保安確認検査
- 2) ヘッドライト光軸調整
- 3) エンジン・下回り洗浄
- 4) 下回り塗装

d) その他の整備

その他の整備は、発注書に要求した作業を実施するものとする。

2. 3 作業内容

2. 2に示す各工程は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

a) 定期検査

- 1) 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査について、車両等検査要領（J. T. O. 36-

品 名	外注整備共通仕様書（車両等）
-----	----------------

1－6) の手順（別冊）に従い、個別仕様書に引用する個別T O等に基づき目視点検、機能点検又は計測の作業を行い、車両等が既定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00－10－9）に定める車両作業用紙（別紙様式第7－1又は7－2）に記録するものとする。

- 2) 定期検査に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。
- 3) 特殊装置装備車両の特殊装置点検は、個別仕様書に引用する個別T O等に基づき、定期点検に準じて実施するものとする。

b) 定期点検

- 1) 定期点検は、自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、確認の結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿に記録するものとする。
- 2) 定期点検に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。
- 3) 特殊装置装備車両の特殊装置点検は、個別仕様書に引用する個別T O等に基づき、定期点検に準じて実施するものとする。

c) 分解検査

分解検査は、定期検査及び定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T O等に基づき、目視点検、機能点検又は計測の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2－1及び2－2）に記録するものとする。なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

d) 修理等

修理等とは、c)で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

1) 交換

交換は、c)で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

ア) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第3－1及び3－2）

イ) 会社準備の場合：材料使用明細書（別紙様式第4－1及び4－2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

2) 加工

加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

3) 組立・調整

組立・調整は、c)で使用可能と判定されたもの、又はd)の1)及び2)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。

品 名	外注整備共通仕様書（車両等）
-----	----------------

4) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

e) 塗装等

1) 塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官の指示を得て実施する。

2) 塗色

塗色は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

f) 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- 1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
- 2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。この場合修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）及び計算内訳資料（別紙様式第5-2）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

2. 4 部品・材料

- 1) 整備作業に必要な部品・材料は、「作業範囲及び修理明細表」（別紙様式第6-1及び6-2）又は個別仕様書で官給品として規定したものを除き契約相手方において準備する。
- 2) 部品・材料は原則として製造会社の純正部品及び優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40. 11. 8）に示す優良部品とする。
- 3) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2. 5 機能・性能

車両等の機能・性能は、各保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。ただし、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

3 品質保証

3. 1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入後の翌日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2. 3により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。

品 名	外注整備共通仕様書（車両等）
-----	----------------

3. 2 保証

- a) 車両等の引き渡しから引き取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3. 3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官が定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 その他の指示

4. 1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等員数表（別紙様式第1）
- b) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1及び2-2）
- c) 官給部品使用明細書（別紙様式第3-1及び3-2）
- d) 材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- e) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）及び計算内訳資料（別紙様式第5-2）
- f) 車両作業用紙（別紙様式第7-1及び7-2）又は、定期点検整備記録簿
- g) その他契約担当官の指示するもの。

4. 2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、「作業範囲及び修理明細表」（別紙様式第6-1及び6-2）又は個別仕様書で規定するものとする。官給品は原則として、官給を受けなければならない。

4. 3 附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4. 4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4. 5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4. 6 環境対策

契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、1. 3 a)に基づき可能な限り環

品 名	外注整備共通仕様書（車両等）
-----	----------------

境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない、不具合が生じた場合は契約担当官と調整するものとする。

4. 7 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き等
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

4. 8 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4. 9 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

4.10 搬入・搬出

搬入及び搬出は、個別仕様書において特に指定された場合を除き、官側が実施する。

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名（型式）

一連番号

適用技術図書

No.

発刊 年 月 日

会社名

印

監督官名

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成に使用したJ.T.O.（日付を含む。）のみ記載する。

物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	1 台 当り 数 量	単 位	必 要 部 品			修 理 方 法	備 考
					欠 品	交 換	計		
1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、補充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特殊工程作業を記入する。									
2 備考欄には修理箇所を記入する。									

官給部品使用明細書		提出会社		監督官等 確認		提出 番号		項	
		作成者							
調 達 要 求 番 号			契約品名	明細書作成対象品名・数量					
契 約 番 号(年月日)									
項目 番号	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	

材料使用明細書		提出会社		監督官等 確認		提出 番号	項	
		作成者						
調 達 要 求 番 号				契約品名	明細書作成対象品名・数量			
契 約 番 号(年月日)								
項目 番号	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告
します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

印

注：様式第5-2の計算内訳資料を添付するものとする。

計 算 内 訳 資 料

1	品 名	
2	物 品 番 号	
3	数 量	
4	取 得 価 格	
5	一 連 番 号	
6	直 接 材 料 費 加 工 費 直 接 経 費	
	(製 造 原 価) 一 般 管 理 費	
	(総 原 価) 支 払 利 子 利 益 梱 包 ・ 輸 送 費	
	(修 理 費)	
7	官 給 部 品	
8	総 修 理 費	
9	(8 ÷ 4) (%)	
10	摘 要	

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号			
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換 : ※印	✓ × ×× ×××	良好 調整 交換 修理	T C L / し	締付 清掃 給油 該当な
自動車番号		管理部隊		分解したら記号を○で囲む			
開始日付		完了日付					
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部			
				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部			
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの ダスト・ブーツの亀裂、損傷			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				5. エア・サスペンションのエア漏れ			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				6. エア・サスペンションのペロースの損傷			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				V. 動力伝達装置			
				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板 との隙間			
				(1) クラッチ・ペダルの遊び			
				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び			
				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間			
				(4) プッシュロッド寸法等			
				2. クラッチの作用			
				3. クラッチ液の量			
				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			
				5. トランスミッション、トランスファのオイル量			
				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			
				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の ダスト・ブーツの亀裂と損傷			
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
				(1) スプライン部の摩耗によるがた			
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた			
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた			
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
III. 走行装置				VI. 電気装置			
1. タイヤの状態 ※				1. スパーク・プラグの状態			
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 点火時期			
(2) タイヤの亀裂、損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※			
*タイヤの溝の深さ				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※			
				VII. 原動機			
				1. 低速と加速の状態			
				2. 排気の状態			
				CO			
				HC			
				黒煙			
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
				4. エア・クリーナの油の汚れと量			
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
				6. エンジン・オイルの漏れ			

注 点検項目は、J. T. O. 36-1-6 に定める手順に従い実施しなければならない。

車両等作業用紙(一般車両)

7. 燃料漏れ	※		3. デフロスタの作用		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		4. 施錠装置の作用		
9. 冷却水漏れ	※		5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			6. マフラの機能		
1. メターリング・バルブの状態			7. 火花防止装置の状態		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			8. エア・タンクの凝水		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			11. 非常口の扉の機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			12. 車枠、車体の緩みと損傷		
7. 二次空気供給装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
8. 排気ガス再循環装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			15. シート・ベルトの状態		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			16. 開閉発車防止装置の機能		
Ⅸ. 付属装置等			17. シャン各部の給油脂状態	※	
1. ホーンの作用	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※				

※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。

付記又は特記事項

次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格見込みの理由				
整備員		検査員		整備幹部
				支援整備担当部隊等の長

車両等作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等)				整備作業チェック記号			
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換 : ※印	✓ 良好 × 調整 ×× 交換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油 / 該当なし		
自動車番号		管理部隊					
開始日付		完了日付		分解したら記号を○で囲む			
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部			
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷			
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右
	後				後		
11. ブレーキ・チャンパの機能				V. 動力伝達装置			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1) クラッチ・ペダルの遊び			
14. ブレーキ倍力装置の機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び			
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(4) プッシュロッド寸法等			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				2. クラッチの作用			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. クラッチ液の量			
19. バック・プレートの状態				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				5. トランスミッション、トランスファのオイル量			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右
	後				後		
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(1) スプライン部の摩耗によるがた			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				(2) 自在継手部の摩耗によるがた			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
III. 走行装置				VI. 電気装置			
1. タイヤの状態 ※				1. スパーク・プラグの状態			
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 点火時期			
(2) タイヤの亀裂、損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※			
*タイヤの溝の深さ				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※			
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右
	後				後		
2. 低速と加速の状態				VII. 原動機			
3. 排気の状態				1. 低速と加速の状態			
CO				HC			
				黒煙			
2. エア・クリーナ・エレメントの状態				2. 排気の状態			
3. エア・クリーナの油の汚れと量				3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
4. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				4. エア・クリーナの油の汚れと量			
5. エンジン・オイルの漏れ				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			

注 点検項目は、J. T. O. 36-1-6 に定める手順に従い実施しなければならない。

車両等作業用紙(施設、荷役、その他の車両等)

7. 燃料漏れ	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		X. 施設、荷役、その他の車両		
9. 冷却水漏れ	※		1. キャリッジ	※	
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			2. 操作レバーリフト、チルト	※	
1. メターリング・バルブの状態			3. チェーンリフト、ドライブ	※	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブルウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい(油、水、空気)	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※	
Ⅸ. 付属装置等			13. コンピュータ、ブラシ	※	
1. ホーンの作用	※		14. コントローラ	※	
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※	
3. デフロスタの作用			16. 索導器	※	
4. 施錠装置の作用			17. クレーンアタッチメント	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			18. キャタピラ	※	
6. マフラの機能			19. 排土板、スクレーパ	※	
7. 火花防止装置の状態			20. フィフス・ホイール	※	
8. エア・タンクの凝水			21. 補助脚	※	
9. エア・コンプレッサの機能			22. キング・ピン(摩擦、破損、カブラ結合箇所)	※	
10. ブレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			XI. かく座機収容機材、100tオールテレーンクレーン		
11. 非常口の扉の機能			1. 操向装置	※	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		2. 操向アライメント		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			3. クレーン・エンジン	※	
14. 連結装置のビントル・フック摩耗、亀裂、損傷			4. クレーン電気系統	※	
15. シート・ベルトの状態			5. 補助脚	※	
16. 開閉発車防止装置の機能			6. 通話装置	※	
17. シャシ各部の給油脂状態	※				
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み	× 不合格		
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員		検査員		整備幹部	支援整備担当部隊等の長